

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

県では、基本法に基づく地域計画として、平成 27 年3月、全国に先駆けて岐阜県強靱化計画(以下「現行計画」という。)を策定し、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため、各分野での取組みを推進してきたが、策定から5年が経過し、計画期間が期限を迎えることから、ここに現行計画を見直すものとする。

見直しにあたっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて変更された国土強靱化基本計画を踏まえつつ、本県での災害経験や直近の内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査結果、さらには国土強靱化基本計画策定後の直近の他県での災害から得られた教訓も加味することとする。

2 計画の性格

第2期岐阜県強靱化計画(以下「本計画」という。)は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

なお、本計画は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略と整合性を図り策定するものであるが、強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画は次頁のとおりである。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

また、本計画では、SDGs[※]の達成に関連する施策を明記した(各施策分野にSDGsのアイコンを表示)。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする。

※Sustainable Development Goals の略、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

○強靱化に関わる分野において、本計画を指針とする計画

岐阜県地域防災計画
岐阜県地震防災行動計画
岐阜県環境基本計画
岐阜県廃棄物処理計画
岐阜県成長・雇用戦略
岐阜県次世代エネルギービジョン
岐阜県保健医療計画
岐阜県高齢者安心計画(介護保険事業支援計画・県老人福祉計画)
岐阜県障がい者総合支援プラン
岐阜県地域福祉支援計画
ぎふ農業・農村基本計画
岐阜県森林づくり基本計画
岐阜県公共施設等総合管理基本方針
県土整備ビジョン
県土1700km 骨格幹線ネットワーク構想
岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画
岐阜県道路施設維持管理指針
岐阜県河川インフラ長寿命化計画
岐阜県砂防施設長寿命化計画
岐阜県新五流域総合治水対策プラン
岐阜県八山系砂防総合整備計画
都市計画区域マスタープラン
岐阜県リニア中央新幹線活用戦略
国土利用計画(岐阜県計画)
岐阜県耐震改修促進計画
岐阜県県営水道ビジョン
岐阜県住生活基本計画
空家等対策に係る対応指針
岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱
岐阜県教育振興基本計画(岐阜県教育ビジョン)
岐阜県文化振興指針
岐阜県生涯学習振興指針
岐阜県警察災害警備計画